

お世話になっております。

前々回のメルマガでは、「ながらスマホ」運転の厳罰化についてご紹介しましたが、今回は歩行中にスマホを使う「歩きスマホ」について触れたいと思います。

昨年7月、JR東静岡駅で「歩きスマホ」していた中学生が、列車とホームの間に挟まれ死亡した事故をご記憶の方も多いと思います。

中日新聞 Web サイト

<https://www.chunichi.co.jp/article/shizuoka/tokai-news/CK2018072102000099.html>

その後各交通事業者では駅構内でのスマホ利用に対する注意を促すようになりましたが、未だに「歩きスマホ」をしている人を見かけます。

残念なことに、同じ光景は路上でもしばしば見られます。

「歩きスマホ」は事故に遭う危険が高まるだけでなく、事故発生時には歩行者であっても、訴訟において過失割合が生じる判例も出ています。

平成23年に福岡市内の歩道（自転車が通行可能）で発生した自転車と歩行者の接触事故の裁判では、「携帯電話の操作に集中して前方に注意を払うことなく歩行していた原告についても、原告主張事故について何らの責任がないということとはできない。」ことから、歩行者の過失割合が「1」とされました。（福岡地裁 平成26年1月15日判例）

これから迎える年末年始は外出の機会も増えると思われるので、生徒の皆さんには、スマホを使用する際は周囲を確認しながら立ち止まり、通行の妨げにならない安全な場所で操作するようご指導をお願いします。

尚、当財団の広報誌『Traffi-Cation』（第47号、昨年3月発行）内の「交通安全 Topics」でも「歩きスマホ」の危険について取り上げております。

以下URLよりご覧になれます。

[http://www.jaef.or.jp/6-traffi-cation/Traffi-Cation\\_no47.pdf](http://www.jaef.or.jp/6-traffi-cation/Traffi-Cation_no47.pdf)

日本自動車教育振興財団 メルマガ事務局

---

本メルマガへのご登録内容の編集・解除は、下記よりお願いします。

▼登録内容編集

<https://matomete-mail.com/bm/p/f/tf.php?id=149239601>

過去に配信したメルマガは、以下URLよりご覧になれます。 ※前月までのバックナンバーを追加しました。

▼バックナンバー

<http://www.jaef.or.jp/7-mail-magazine/index.htm>